



第41期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月16日（金）午前10時

場所

横浜市中区山下町6番地1
ホテルモントレ横浜
3階 ホール・ビクトリア

議決権行使書提出期限

平成29年6月15日（木）午後5時45分

目次

第41期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	27
監査報告	33
株主総会参考書類	37
株主総会会場ご案内図	(末尾)

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与支給の件 |

証券コード 4299
平成29年5月30日

株 主 各 位

横浜市中区本町二丁目22番地
株式会社 ハイマックス
代表取締役社長 中 島 太

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、

平成29年6月15日（木曜日）午後5時45分までに

到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市中区山下町6番地1

ホテルモントレ横浜

3階 ホール・ビクトリア

（会場までの詳細案内につきましては、別添の「会場詳細ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第41期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 取締役賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.himacs.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 <平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、鉱工業生産の持ち直しが見られ、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移いたしました。

情報サービス産業におきましては、日本銀行の全国企業短期経済観測調査（平成29年4月発表）によりますと、企業のソフトウェア投資計画は、非製造業を中心に継続して拡大しております。また、I o T、クラウド、ビッグデータなどの技術革新の進展により、企業の将来を見据えた戦略的I T投資の重要性が高まるなか、開発要員不足の状況が継続いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは、当事業年度を初年度として策定した「中長期経営計画 C4 2022」に則り、重点顧客を中心に既存領域の深耕及び隣接領域への展開に向けた積極的な提案営業を行い、継続的な取引拡大に注力するとともに、新規事業の創出に取り組みました。また、開発要員の確保のため、即戦力となるキャリア技術者の積極採用及びパートナー企業との更なる連携強化に努めました。

その結果、当連結会計年度の売上高は12,485百万円（前期比13.1%増）、営業利益は961百万円（同13.0%増）、経常利益は970百万円（同16.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は686百万円（同27.9%増）となりました。

当連結会計年度のサービス分野別売上高は、次のとおりであります。

システムの企画／設計・開発フェーズで提供するシステム・ソリューションサービスは、エンドユーザーのクレジット業界向け案件及びその他業界向けのシステム基盤案件が拡大したことなどにより、7,609百万円（前期比16.8%増）となりました。また、システムの稼働後に提供するシステム・メンテナンスサービスは、証券及び銀行業界向け案件を継続的に受注したことなどにより、4,876百万円（同7.8%増）となりました。

当連結会計年度の業種別売上高は、次のとおりであります。

銀行業界向けは1,548百万円（前期比11.0%増）、証券業界向けは831百万円（同22.1%増）、保険業界向けは5,471百万円（同2.3%増）、クレジット業界向けは1,726百万円（同31.4%増）、公共向けは1,057百万円（同11.2%増）、流通業界向けは490百万円（同31.5%増）、その他業界向けは1,362百万円（同39.7%増）となりました。

サービス分野別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 40 期 (平成28年3月期)		第 41 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)		増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
システム・ソリューションサービス	百万円 6,513	% 59.0	百万円 7,609	% 60.9	% 16.8
システム・メンテナンスサービス	4,524	41.0	4,876	39.1	7.8
合 計	11,037	100.0	12,485	100.0	13.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は13百万円で、その主なものはシステム基盤サービス提供のためのサーバー及びソフトウェアの導入などであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、5年・10年先の継続的な成長を見据えて、平成35年3月期を最終年度とする中長期経営計画を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。平成30年3月期は、「成長への土台作り」と位置付けた当計画の第1ステップ最終年度となり、次の重点施策に注力してまいります。

① 事業拡大

a. 重点顧客※¹を軸とした事業ポートフォリオ改革と拡大

継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、顧客及び業種における第2・第3の柱を築くことが重要であります。

そのため、現在の取引領域を最大限に拡大するとともに、重点6業種※²の業務ノウハウを活かし、隣接領域への展開及び顧客の成長分野に対し新たなS I提案による新規参入並びにプライマリーポジションの獲得に努めてまいります。特に、システム基盤領域においては、「基盤事業本部」を設置し、システム基盤サービスの対応力の強化を図ってまいります。これらにより、非金融分野及びエンドユーザーとの取引比率の向上を目指してまいります。

ｂ．新規事業・海外事業の創出

新規事業につきましては、代表的なクラウド・サービスであるAWS（Amazon Web Services）の活用に着手しております。また、BtoC向けのビジネスとして、スマートフォン向けアプリケーションの提供を開始いたしました。今後も引き続き、新技術・新分野の研究に取り組み、技術革新への対応に努めるとともに、更なるサービス型ビジネスの創出を目指してまいります。

海外事業につきましても、ASEAN市場をターゲットとした展開を目指しております。まずは、大手システム・インテグレーターの顧客の海外事業進出支援に参入いたしました。今後、当領域の拡大を図ってまいります。

② 生産革新

ａ．生産性の向上

受注規模の拡大と請負型ビジネス需要の増加に対応するため、リスク・テイクに即したリスク管理を徹底するとともに、更なる開発品質及び生産性の向上に努めてまいります。そのため、組織的なリスクマネジメントや品質管理体制の再構築を図ってまいります。また、開発プロセスや作業手順の標準化及び開発ツールの効果的導入に取り組んでまいります。

ｂ．人材の確保と育成

受注拡大に対応した技術者を確保するため、新卒及び即戦力となるキャリア技術者の積極的な採用を継続するとともに、上流工程からプロジェクトを完遂できるプロジェクト・マネージャー（PM）及びプロジェクト・リーダー（PL）、最適なプロジェクト運営が担えるサブリーダー（SL）をより実践的に育成し増員してまいります。

また、当社グループと協業するパートナー企業との連携拡大が重要であります。プロジェクトの中期的な要員計画を共有するなど、両社にとって安定・継続した関係を構築してまいります。また、オフシア推進室を設置し、オフショア及びニアショアの計画的活用にも努めてまいります。

③ 社内改革

経営の意思決定及び執行のスピードアップ並びにグループ経営を強化するためのインフラを再構築してまいります。また、多様な人材の積極採用及び女性の活躍促進並びにワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。

（※１）重点顧客：当社は、継続的かつ安定的な受注の拡大が期待できるお客様を「重点顧客」と位置付け、リソースの重点配置をすることなどにより取引拡大に取り組んでおります。

（※２）重点６業種：現在は、銀行、証券、保険、クレジットの金融４業種と公共、流通の非金融２業種の計６業種を中心に事業展開しております。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (平成26年3月期)	第 39 期 (平成27年3月期)	第 40 期 (平成28年3月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	9,329	10,181	11,037	12,485
経常利益 (百万円)	715	782	836	970
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	410	659	537	686
1株当たり当期純利益 (円)	84.19	135.31	110.10	140.84
総資産 (百万円)	7,877	8,029	8,312	8,806
純資産 (百万円)	5,305	5,817	6,150	6,654
1株当たり純資産額 (円)	1,088.61	1,193.75	1,262.07	1,365.37

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスピーエス	15百万円	100.0%	コンピュータ・ソフトウェア開発

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、コンピュータ・ソフトウェアのシステム化計画の企画から、設計・開発、稼働後のメンテナンスまでのシステム・ライフサイクルの各領域にわたり高付加価値ソリューションを提供する事業を行っております。

(8) **主要な事業所** (平成29年3月31日現在)

当 社	本 社	横浜市中区
	みなとみらい事業所	横浜市西区
株式会社エスピーエス	本 社	横浜市中区

(9) **従業員の状況** (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
749名	+57名

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者1名を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者3名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
669名	+54名	37.4歳	11.1年

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者7名を除き、社外から当社への出向者3名を含んでおります。

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数6,206,496株（自己株式1,333,294株を含む）
- (3) 株主数4,042名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ハイマックス社員持株会	364,723株	7.4%
前田眞也	356,858	7.3
株式会社前田計画研究所	312,496	6.4
山本昌平	277,080	5.6
株式会社野村総合研究所	237,600	4.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	219,600	4.5
日本生命保険相互会社	176,200	3.6
GOLDMAN,SACHS&CO.REG	150,000	3.0
富国生命保険相互会社	140,400	2.8
株式会社みずほ銀行	140,000	2.8

（注）1. 当社は、自己株式を1,333,294株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山本昌平	
代表取締役社長	中島太	
取締役	鍋嶋義朗	副社長執行役員 社長補佐 兼 プロジェクト革新本部、中長期経営計画推進室、情報管理本部、人材開発本部担当
取締役	豊田勝利	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門、海外事業推進室担当
取締役	堀越政美	まちづくりコーポレーション株式会社 取締役
取締役	館野修二	株式会社野村総合研究所 執行役員 システムコンサルティング事業本部長 兼 サービス・産業ソリューション事業本部副本部長 ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール 取締役
取締役	角宏幸	
常勤監査役	中沢秀夫	株式会社エスビーエス 監査役
監査役	青木勝彦	
監査役	奥津勉	公認会計士・税理士 奥津勉事務所 所長 株式会社ホテル、ニューグランド 社外取締役 監査等委員
監査役	山本章治	

- (注) 1. 取締役 堀越政美及び館野修二並びに角宏幸の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 青木勝彦及び山本章治の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 中沢秀夫及び監査役 青木勝彦の両氏は、それぞれ事業会社において経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役 奥津勉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 堀越政美及び角宏幸、監査役 青木勝彦及び山本章治の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成29年4月1日付で、取締役の担当等について以下のとおり変更しております。

(会社における地位)	(氏名)	(担当等)
取締役	豊田 勝利	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門担当 兼 海外事業推進室長

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の3名及び各監査役の4名は、会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	91,760千円 (7,560)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	27,360 (8,640)
合 計 (うち社外役員)	10 (4)	119,120 (16,200)

(注) 上記支給額には、当事業年度に係る取締役賞与(4名に対し17,900千円(社外取締役3名を除く))が含まれております。

なお、取締役の員数は7名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 堀越政美氏は、まちづくりコーポレーション株式会社の取締役であります。当社とまちづくりコーポレーション株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役 館野修二氏は、株式会社野村総合研究所の執行役員、ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポールの取締役であります。当社と株式会社野村総合研究所との間には取引関係があります。また、当社とノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポールとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 堀 越 政 美	当事業年度において、開催された取締役会15回のすべてに出席しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、当社の経営に対する適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 館 野 修 二	当事業年度において、開催された取締役会15回のすべてに出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、その専門的知識と幅広い経験と実績に基づき、当社の経営に対する適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 角 宏 幸	当事業年度において、就任後開催された取締役会12回のすべてに出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、特に金融業界での専門的知識と幅広い経験と実績に基づき、当社の経営に対する適切な意見を述べております。また、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 青 木 勝 彦	当事業年度において、開催された取締役会15回及び監査役会16回に出席しております。主に企業財務・会計の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。
監査役 山 本 章 治	当事業年度において、開催された取締役会15回及び監査役会17回のすべてに出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、その経験と幅広い見識からの経営監視という観点で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成28年6月17日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額	
	新日本有限責任監査法人	有限責任監査法人トーマツ
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	—	17,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	490千円	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人であった新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である監査法人交代に伴う手続き業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、平成29年3月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を次のとおり決議いたしました。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会行動規範」に則り、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。また、内部統制に必要な体制を整備し、法令並びに諸規則を遵守する。
- ② 「ハイマックス企業行動基準」に従い、法と正しい企業倫理に基づき行動し、豊かな社会を実現するよう、全役職員に周知徹底する。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の指導及び監視などを行う。
- ④ 内部統制推進委員会を設置し、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行う。また、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。
- ⑤ 監査室は、業務について適法性、妥当性の観点から内部監査を行う。
- ⑥ 法令上疑義のある行為などに関する相談または通報の適正な処理の仕組みとして「内部通報規則」を定め、法令遵守の実効性を高める。
- ⑦ 反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とし、担当部署を設け有事の際には外部専門機関及び法律の専門家に速やかに報告・相談できる体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存方法及び保存期限などは、「文書保存規則」に従い管理する。
- ② 必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人などが閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に伴う損失の危険の管理に関しては、各取締役及び執行役員が自己の分掌範囲について、規則に従い、取締役会及び経営執行会議で審議し、また、必要に応じて専門性をもった委員会を設置するなど、事前に損失の危険の回避または最小化を図る。
- ② 緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務遂行の監督と、執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図る。
- ② 取締役会は月1回以上開催し、監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図る。また、業務の効率性及び正確性などを高めるため、分掌及び決裁の基準などを明確に定める。
- ③ 経営執行会議は月1回以上開催し、業務執行取締役及び執行役員などが出席して取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、業務の実行計画の策定と執行を行う。また、業務執行取締役以外の取締役及び常勤監査役には、本会議資料が提供され、必要に応じて出席する。
- ④ 部門長連絡会を月1回開催し、業務執行取締役及び執行役員並びに部門長が出席して業務執行の統制及び管理を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の管掌取締役を選任し、「子会社および関連会社管理規則」に従い、事業運営の監督・指導を行う。また、経営上重要な事項を決定する場合は、当該規則に基づき、当社への事前協議などが行われる体制を構築する。
- ② 部門長連絡会には子会社の代表者も出席して、業務の進捗状況などの報告・審議を行い、適切な対応を図る。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの中期経営計画を策定し、当該計画の方針に従い年度計画を定める。
- ② 子会社の財務・経理業務を当社が受託し、当社グループの経営数値などの迅速な把握を図る。

ニ、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社は、当社と同様の「取締役会行動規範」を定め、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。
- ② コンプライアンス委員会には子会社の取締役も出席して、当社グループの法令遵守の指導及び監視などを行う。
- ③ 内部統制推進委員会には子会社の取締役も出席して、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備を行う。
- ④ 監査室は、子会社に対して、業務について適法性、妥当性の観点から内部監査を行う。
- ⑤ 法令遵守の実効性を高めるため、当社グループの内部通報制度を整備する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の業務を補助するための適切な人材を配置する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価などの決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認める。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

イ、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、取締役会または経営執行会議などにおいて、随時その業務の執行状況を監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査室は、「内部通報規則」による通報の状況を定期的に監査役に報告する。

- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 監査役は必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ③ 監査室は、当社グループの「内部通報規則」による通報の状況を定期的に監査役に報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役へ報告をしたことを理由として当社グループの役職員に対し、不利益となる取扱いを行わない。
- ② 当社グループの「内部通報規則」において、当該通報をしたことを理由として通報者を解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない旨を明記している。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用に対し、予算枠を設ける。
- ② 監査役が必要に応じて会計監査人・弁護士などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と定期的な会合を通じ、相互認識を深める。
- ② 会計監査人とは、監査計画の報告を受け、監査立会い及び適時に意見や情報の交換を実施するなどの連携を行う。
- ③ 監査室とは、緊密な連携を保ち監査の効率を高める。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当期における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

- ・ コンプライアンス関係の社内規則の改訂・整備を行った他、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」の下に、労働関係などの分科会を設置し、その活動状況を毎月開催される部門長連絡会で報告いたしました。各分科会は社内研修を通じた教育活動、社内調査の実施及びその指摘事項の対応などを行いコンプライアンスの徹底を図りました。
- ・ 「内部統制推進委員会」は、5回開催されました。また、評価者に対して内部統制の整備運用評価の教育を4回実施しました。
- ・ 当社及び子会社の全役職員に対して「ハイマックス企業行動基準」を記載したカードを配布し浸透を図りました。
- ・ 「内部通報規則」を定め、法令順守の実効性を高めております。内部通報の窓口は、社内に加え、外部の弁護士事務所を社内から独立した窓口として設置しております。取締役会には、定期的に、また、必要に応じて運用状況等を報告いたしました。

(2) リスク管理について

- ・ 想定されるリスクの内、顧客に関連する情報資産に対して適切な安全対策を実施し厳格に保護することが最も重要であると認識し、「I S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）」及び「プライバシーマーク」の認証を継続しました。また、全役職員に対して、情報セキュリティ教育及び試験を実施しました。
- ・ 「危機管理規則」に基づき、大規模災害発生時を想定した社内情報システムのバックアップ二重化体制を実施しております。また、全役職員を対象に「安否情報確認訓練」を2回実施しました。

(3) 取締役の職務執行について

- ・ 取締役会は当期において15回開催され、法令・定款に定められた事項及び「取締役会規則」並びに「決裁規則」に基づき、上程された審議事項、報告事項、意見交換事項について活発な審議・意見交換を行いました。
- ・ 当期において経営執行会議及び部門長連絡会は、12回開催いたしました。

(4) 監査役の職務執行について

- ・ 当期において監査役会は、17回開催いたしました。各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、代表取締役と定期的な意見交換や社外取締役、会計監査人及び内部監査部門との連携を行ったほか、常勤監査役は、経営執行会議及び部門長連絡会など重要会議に出席し、監査の実効性向上を図りました。

(5) 子会社の管理について

- ・ 当社役職員は、当社子会社の取締役にも2名、監査役にも1名が就任しております。
- ・ 上記の「コンプライアンス委員会」及び「内部統制推進委員会」並びに「部門長連絡会」には、子会社の取締役も出席し、当社グループとして実効性のある連携及び運営を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 <平成29年3月31日現在>

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,681	流動負債	1,785
現金及び預金	4,244	買掛金	475
売掛金	2,058	未払法人税等	174
電子記録債権	1	賞与引当金	560
仕掛品	73	役員賞与引当金	21
貯蔵品	2	その他	555
繰延税金資産	258	固定負債	367
その他	46	退職給付に係る負債	294
固定資産	2,125	その他	72
有形固定資産	122	負債合計	2,152
建物	171	(純資産の部)	
減価償却累計額	△74	株主資本	6,656
建物（純額）	97	資本金	689
工具、器具及び備品	78	資本剰余金	666
減価償却累計額	△53	利益剰余金	6,184
工具、器具及び備品（純額）	25	自己株式	△883
無形固定資産	16	その他の包括利益累計額	△2
投資その他の資産	1,986	その他有価証券評価差額金	7
繰延税金資産	129	退職給付に係る調整累計額	△10
保険積立金	609	純資産合計	6,654
長期預金	1,100	負債・純資産合計	8,806
その他	150		
貸倒引当金	△2		
資産合計	8,806		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 <平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,485
売上原価		10,130
売上総利益		2,355
販売費及び一般管理費		1,394
営業利益		961
営業外収益		
受取利息	1	
保険配当金	4	
保険事務手数料	1	
受取保険金	2	
その他	1	9
営業外費用		
保険解約損	0	
その他	0	0
経常利益		970
特別利益		
投資有価証券売却益	15	15
税金等調整前当期純利益		985
法人税、住民税及び事業税	266	
法人税等調整額	33	299
当期純利益		686
親会社株主に帰属する当期純利益		686

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書 <平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	689	666	5,688	△883	6,160
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△190		△190
親会社株主に帰属する当期純利益			686		686
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	496	△0	496
当期末残高	689	666	6,184	△883	6,656

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	6	△16	△9	6,150
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△190
親会社株主に帰属する当期純利益				686
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1	6	7	7
連結会計年度中の変動額合計	1	6	7	503
当期末残高	7	△10	△2	6,654

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数

1 社

・ 連結子会社の名称

株式会社エスピーエス
- (2) 持分法の適用に関する事項
- 該当ありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

ロ. その他の契約については完成基準を採用しております。

- 22 -

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用については、発生した連結会計年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、翌連結会計年度において一括費用処理することとしております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	6,206,496株	一株	一株	6,206,496株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年6月17日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 93百万円
- ・ 1株当たり配当金額 19円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月20日

ロ. 平成28年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 97百万円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 平成28年9月30日
- ・ 効力発生日 平成28年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成29年6月16日開催の第41期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 97百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月19日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、資金調達については全て自己資金にて運営しており、外部からの調達は行っておりません。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

③ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち28%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,244	4,244	－
② 売掛金	2,058	2,058	－
③ 長期預金	1,100	1,101	1
④ 買掛金	475	475	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 売掛金、④ 買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③ 長期預金
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,365円37銭

(2) 1株当たり当期純利益 140円84銭

計算書類

貸借対照表 <平成29年3月31日現在>

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,053	流動負債	1,673
現金及び預金	3,746	買掛金	449
売掛金	1,945	未払金	232
電子記録債権	1	未払費用	146
仕掛品	73	未払法人税等	164
貯蔵品	2	前受金	9
前払費用	28	預り金	23
繰延税金資産	239	賞与引当金	515
その他	21	役員賞与引当金	18
固定資産	2,136	その他	117
有形固定資産	121	固定負債	353
建物	167	退職給付引当金	281
減価償却累計額	△71	長期未払金	72
建物（純額）	96	負債合計	2,026
工具、器具及び備品	74	(純資産の部)	
減価償却累計額	△50	株主資本	6,156
工具、器具及び備品（純額）	25	資本金	689
無形固定資産	16	資本剰余金	666
ソフトウェア	15	資本準備金	666
その他	0	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	1,999	利益剰余金	5,684
投資有価証券	18	利益準備金	66
関係会社株式	20	その他利益剰余金	5,618
長期前払費用	1	別途積立金	4,378
繰延税金資産	125	繰越利益剰余金	1,240
保険積立金	609	自己株式	△883
長期預金	1,100	評価・換算差額等	7
その他	128	その他有価証券評価差額金	7
貸倒引当金	△2	純資産合計	6,163
資産合計	8,189	負債・純資産合計	8,189

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 <平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		11,621
売上原価		9,401
売上総利益		2,221
販売費及び一般管理費		1,315
営業利益		905
営業外収益		
保険配当金	4	
その他	3	7
営業外費用		
保険解約損	0	
その他	0	0
経常利益		912
特別利益		
投資有価証券売却益	15	15
税引前当期純利益		927
法人税、住民税及び事業税	246	
法人税等調整額	32	278
当期純利益		649

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 <平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	689	666	0	666	66	4,108	1,051	5,225	△883	5,697
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						270	△270	-		-
剰余金の配当							△190	△190		△190
当期純利益							649	649		649
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	270	189	459	△0	459
当期末残高	689	666	0	666	66	4,378	1,240	5,684	△883	6,156

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6	6	5,703
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△190
当期純利益			649
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1	1	1
事業年度中の変動額合計	1	1	460
当期末残高	7	7	6,163

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、発生した事業年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、翌事業年度において一括費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

ロ. その他の契約については完成基準を採用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

4百万円

② 短期金銭債務

7百万円

(2) 取締役、監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債務

41百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

① 仕入高

88百万円

② 営業取引以外の取引高

11百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,333,264株	30株	－株	1,333,294株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	157百万円
減価償却超過額	7百万円
未払事業税	14百万円
退職給付引当金	85百万円
未払金（確定拠出年金未移換分）	32百万円
長期未払金（役員・執行役員・理事退職慰労金）	20百万円
その他	62百万円
繰延税金資産小計	377百万円
評価性引当額	△13百万円
繰延税金資産合計	364百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	364百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
役員賞与引当金	0.6%
住民税均等割等	0.5%
法人税等の特別控除額	△2.1%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,264円69銭
- (2) 1株当たり当期純利益 133円20銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ハイマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轟 一成 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイマックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイマックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ハイマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 轟 一成 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイマックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

株式会社ハイマックス 監査役会
常 勤 監 査 役 中 沢 秀 夫 ㊟
監査役(社外監査役) 青 木 勝 彦 ㊟
監 査 役 奥 津 勉 ㊟
監査役(社外監査役) 山 本 章 治 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分は、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開を図るため、内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額97,464,040円

これにより中間配当金1株につき20円を含めました当期の年間配当金は、1株につき40円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月19日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役7名全員の任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1	やま もと 山本	まさ ひら 昌平	(昭和31年1月3日生)	再任	・所有する当社株式の数 277,080株
---	--------------------	--------------------	--------------	----	-------------------------

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月	当社入社	平成21年4月	当社取締役会長
平成4年3月	当社取締役		株式会社エスピーエス 取締役
平成12年6月	当社代表取締役社長	平成21年6月	当社代表取締役会長
平成18年1月	株式会社エスピーエス 代表取締役	平成23年6月	当社代表取締役社長 事業統括本部長
平成18年4月	当社取締役	平成24年4月	当社代表取締役社長
		平成27年6月	当社 取締役会長 (現任)

■選任の理由

山本昌平氏は、主に金融及び公共分野向けの事業部門や営業部門の責任者を務め、また、平成4年に取締役に就任以降、幅広く当社の経営に携わり、豊富な業務実績と経営経験を有しております。この豊富な実績及び経験を今後も当社経営に活かせるものと期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。

2	なか じま 中島	つよし 太	(昭和40年9月20日生)	再任	・所有する当社株式の数 4,300株
---	--------------------	-----------------	---------------	----	-----------------------

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年3月	当社入社	平成23年4月	事業統括本部 第3事業本部長
平成14年4月	ソリューション事業本部 第5ソリューション事業部長	平成25年4月	執行役員 第3事業本部長
平成19年4月	プロジェクト管理室長	平成26年6月	常務執行役員 第3事業本部、第4事業本部担当
平成21年4月	事業統括本部 プロジェクト支援室長兼経営企画本部技術開発本部副本部長	平成27年4月	副社長執行役員 社長補佐兼事業本部担当
		平成27年6月	代表取締役社長 (現任)

■選任の理由

中島太氏は、主に金融及び流通分野向けの事業部門やプロジェクト管理部門の責任者を長年務め、当社事業における、豊富な業務経験と見識を有しております。また、平成27年に代表取締役社長に就任以降、経営全般を統括する役割を適切に果たしており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年 4 月	日本電信電話公社入社	平成22年 6 月	当社取締役
昭和63年 7 月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）	平成25年 6 月	当社取締役兼専務執行役員 特命担当兼プロジェクト管理部管掌
平成 6 年 4 月	同社公共システム事業本部部長	平成26年10月	当社取締役兼専務執行役員 特命担当兼プロジェクト革新本部担当
平成18年 6 月	エヌ・ティ・ティ・データ・テクノロジー株式会社（現 株式会社N T T データ・アイ）取締役 企画開発本部長	平成27年 6 月	当社取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼プロジェクト革新本部、情報管理本部、人材開発本部担当
平成20年10月	株式会社N T T データ・アイ 執行役員 第二事業本部第四システム事業部長	平成28年 4 月	当社 取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼プロジェクト革新本部、中長期経営計画推進室、情報管理本部、人材開発本部担当 （現任）

■選任の理由

鍋嶋義朗氏は、当社と同業界の企業の要職を歴任され、幅広く豊富な業務経験と経営経験を有しております。その専門的知識及び豊富な経験を活かして、当社取締役としての役割を適切に果たしており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。

4

とよ だ
豊田かつ とし
勝利

(昭和38年9月21日生)

再任

・所有する当社株式の数
2,000株

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年3月 当社入社
平成16年4月 第1事業本部第2事業部長
平成19年10月 システム基盤事業本部長
平成21年4月 理事 事業統括本部第1事業本部長
平成24年6月 執行役員 第1事業本部長
平成26年10月 執行役員 第1事業本部、第2事業本部担当兼第1事業本部長

平成27年4月 常務執行役員 第1事業本部、第2事業本部担当
平成28年4月 副社長執行役員 社長補佐兼事業部門、海外事業推進室担当
平成28年6月 取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門、海外事業推進室担当
平成29年4月 **取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門担当兼海外事業推進室長** (現任)

■選任の理由

豊田勝利氏は、金融及び流通分野並びにシステム基盤の事業部門の責任者を務め、当社事業における、豊富な業務経験と見識を有しております。この豊富な実績及び経験を今後の当社経営に活かせるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

5

ほり こし
堀越まさ よし
政美

(昭和22年1月6日生)

再任

社外

・所有する当社株式の数
—

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年4月 日本電信電話公社入社
昭和63年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社 (現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) 公共システム事業部担当部長
平成5年10月 同社第二公共システム事業部長
平成9年6月 同社取締役 第二公共システム事業部長
平成13年6月 同社常務取締役 公共システム事業本部長

平成16年4月 株式会社N T T データシステムサービス (現 株式会社N T T データ・アイ) 代表取締役社長
平成19年6月 株式会社N T T データシステムズ (現 株式会社N T T データビジネスシステムズ) 代表取締役社長
平成21年6月 同社代表取締役社長 退任
平成27年1月 株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ 取締役
平成27年6月 当社**取締役**(現任)
平成29年3月 **まちづくりコーポレーション株式会社 取締役**(現任)

■選任の理由

堀越政美氏は、当社と同業界の企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。社外の客観的・専門的知識から、当社経営に対する適切な監督・助言を行っており、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6

かく ひろ ゆき
角 宏幸

(昭和21年9月22日生)

再任

社外

・所有する当社株式の数

—

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社
 平成3年9月 同社金融統括SE部長
 平成13年4月 同社取締役 金融・サービス事業部長
 平成16年3月 同社取締役退任
 同社執行役員 ソリューションセンター担当

平成17年3月 同社常務執行役員 ソリューションセンター担当
 平成19年4月 同社常務執行役員退任
 平成19年7月 株式会社日本総合研究所入社
 平成20年6月 同社常務執行役員 第二開発部門長
 平成25年7月 同社常務執行役員退任
 平成28年6月 当社**取締役**(現任)

■選任の理由

角宏幸氏は、当社と同業界の要職を歴任され、特に金融業界における専門的知識と高い見識を有しております。社外の客観的・専門的知識から、当社経営に対する適切な監督・助言を行っており、社外取締役として選任をお願いするものであります。

7

さ が の ふみ ひこ
嵯峨野 文彦

(昭和40年7月5日生)

新任

社外

・所有する当社株式の数

—

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成2年4月 株式会社野村総合研究所入社
 平成16年4月 同社ITアーキテクチャーコンサルティング部長
 平成22年4月 同社執行役員 システムコンサルティング事業本部副本部長兼ITアーキテクチャーコンサルティング部長
 平成23年4月 同社執行役員 IT基盤インテグレーション事業本部長
 NRIデータiテック株式会社 取締役

平成25年4月 株式会社野村総合研究所 執行役員 システムコンサルティング事業本部長
 平成26年4月 同社執行役員 基盤サービス事業本部長
 NRIデータiテック株式会社 取締役
 平成29年4月 **株式会社野村総合研究所 常務執行役員 システムコンサルティング事業本部長**(現任)

■選任の理由

嵯峨野文彦氏は、当社と同業界の要職を歴任され、その専門的知識と高い見識を有しております。社外の客観的・専門的知識から、当社経営に対する適切な監督・助言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀越政美及び角宏幸並びに嵯峨野文彦の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 堀越政美氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年となります。
- 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (2) 角宏幸氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
- 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 嵯峨野文彦氏は、現在及び過去5年間において、当社の特定関係事業者である株式会社野村総合研究所の業務執行者を務めております。また、同氏は、同社より業務執行者としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。
- また、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、監査役 中沢秀夫氏の補欠監査役として大河原通之氏、また、社外監査役 青木勝彦氏もしくは山本章治氏の補欠監査役として野村秀雄氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1

おお かわら みち ゆき

大河原 通之 (昭和31年1月17日生)

・所有する当社株式の数
18,200株

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	当社入社	平成20年4月	内部統制推進室長
平成11年4月	オブジェクト推進事業本部第2公共システム部長	平成22年6月	管理本部 副本部長兼業務部長兼情報管理部長
平成14年10月	第1ソリューション事業部副事業部長	平成24年4月	事業推進本部 情報管理本部長
平成15年4月	証券・公共ソリューション事業本部第3ソリューション事業部長	平成26年10月	執行役員 情報管理本部長(現任)

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和53年4月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行	平成23年9月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査室 内部統制評価担当シニアオフィサー
平成18年4月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 財務部シニアオフィサー	平成24年5月	同社 常勤監査役 株式会社イトーヨーカ堂 監査役 株式会社ヨークベニマル 監査役 株式会社ヨークマート 監査役
平成19年6月	株式会社セブン・キャッシュワークス 監査役	平成26年3月	株式会社セブン&アイ・ネットメディア 監査役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大河原通之氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
3. 野村秀雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 同氏は、長年にわたり業務内容に精通していることから、その経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち社外取締役を除く4名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額17,900千円を支給いたしたいと存じます。

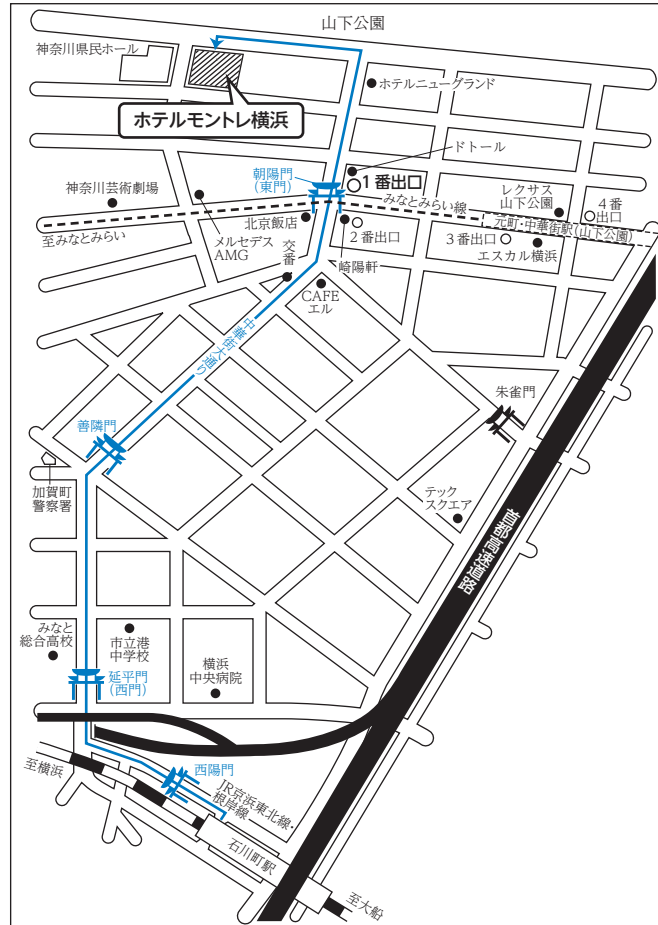
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市中区山下町6番地1（神奈川県民ホール隣り）
 ホテルモントレ横浜
 3階 ホール・ビクトリア
 045-330-7111（代表）



●交 通 横浜高速鉄道みなとみらい線：元町・中華街駅下車
 〈1番山下公園口〉より徒歩約3分
 J R 京浜東北線・根岸線：石川町駅下車
 〈中華街口（北口）〉より徒歩約15分



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

